

— 平成30年度 —
新規就農者農機具等購入支援事業



農機具、農業施設購入にかかる費用を助成します。

募集期間

(事前エントリー)

平成30年3月～平成30年12月

※購入前に事前申請が必要となります。

対象者

新規就農者

助成金額

1人あたり

購入費用(税抜き)の50%

(ただし1人最大50万円)

詳しくは、裏面をご覧ください。



●助成総額には上限があります。そのため、多数の申請があった場合には助成要件を満たしていても助成が受けられないことがあります。

詳しくは、お近くのJAへお問い合わせください。

新規就農者農機具等購入支援事業

事業内容

募集期間	平成30年3月～平成30年12月（※事前エントリー）
対象者	次の①～③全てに該当する新規就農者の方 ①以下（A）～（C）のいずれかに該当する方 （A）認定新規就農者 （B）所定の実践研修（注1）を経て就農した新規独立就農者 （C）一定規模以上（注2）の認定農業者世帯における親元新規就農者（注3） （注1）農業大学校、明日の農業担い手育成塾等を指す。 （注2）米3ha、野菜1ha、施設園芸のみの場合0.2ha以上とする。 （注3）親元新規就農者については、年間農業従事日数が150日以上であること。 ②平成27年4月以降に新たに就農した方で、平成30年4月1日において55歳未満の方 ③埼玉県内に住所を有し農業に従事している方
助成対象	農機具・農業施設等導入費用 <input checked="" type="checkbox"/> 助成対象物件は、本体1台あたり10万円以上（税抜き）の農業専用の機械・施設となります。 <input checked="" type="checkbox"/> 事前申請承認後、平成31年1月末までに購入・支払が完了することが条件となります。
助成金額	一人あたり購入費用（税抜き）の50%あるいは50万円のいずれか低い金額。 <input checked="" type="checkbox"/> お一人様1回限りの申請となります。
申請手続	事前申請 購入予定物件（計画）等を記入のうえ、事前申請書を提出いただきます。 ※申請書受付後、速やかに審査を行い、1～2週間程度で仮承認結果を通知いたします。 助成申請 物件を購入・代金支払完了後に助成金申請書を提出いただきます。 ※申請内容を確認し、助成金交付承認結果について通知いたします。
助成金交付時期	(1)平成30年5月末までに助成金申請書を提出した場合 … 平成30年7月中 (2)平成30年7月末 … 平成30年9月中 (3)平成30年9月末 … 平成30年11月中 (4)平成30年11月末 … 平成31年1月中 (5)平成31年1月末 … 平成31年3月中
申請時に必要な書類	事前申請 (A) 認定新規就農者の場合 <input checked="" type="checkbox"/> 「青年等就農計画認定書」の写し (B) 新規独立就農者の場合（認定新規就農者以外） <input checked="" type="checkbox"/> 所定の実践研修を修了したことが分かる書類 <input checked="" type="checkbox"/> 就農実態が分かる書類（農家証明書等の写し） (C) 親元新規就農者の場合（認定新規就農者以外） <input checked="" type="checkbox"/> 申請者世帯が認定農業者であること、及び営農状況・経営規模が分かる書類（「農業経営改善計画認定書」及び「農業経営改善計画認定申請書」の写し） <input checked="" type="checkbox"/> 就農実態が分かる書類（農家証明書等の写し） 助成申請 <input checked="" type="checkbox"/> 助成対象物件の内容が分かる書類（契約書・納品書等の写し） <input checked="" type="checkbox"/> 助成対象物件の写真（機械等の全体が分かるもの） <input checked="" type="checkbox"/> 購入代金が支払済みであることを証明する書類（領収書等の写し）

詳しくは、お近くのJAまでお問い合わせください。

お問い合わせ先